

# 奈良市公報

号外第5号

平成26年3月後半告示

平成27年3月6日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務がバンス課長  
印刷所 株式会社 明新社

## 目次

### 告示

- 道路の位置指定……………1
- 特定計量器の定期検査の実施……………2
- 放置自転車等の保管……………2
- 開発行為に関する工事の完了(3件)……………2
- 放置自転車等の保管……………3
- 奈良市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………3
- 開発行為に関する工事の完了……………3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定(2件)……………4
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………4
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………4
- 平成25年奈良市告示第178号(障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準)の一部改正……………5
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………5
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定……………5
- 放置自転車等の保管(2件)……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 道路の供用開始……………6
- 農用地利用集積計画の縦覧……………6
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 土地収用法の規定による明渡裁決の申立てに係る書類の写しの公衆縦覧……………7
- 土地収用法の規定による裁決申請書等の写しの公衆縦覧……………7
- 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………7
- 奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示……………8
- 放置自転車等の処分……………8
- 指定管理者の指定(14件)……………8
- 奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱……………11
- 奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示……………13
- 奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱を廃止する告示……………14

- 奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………14
- 奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………14
- 奈良市移動支援事業実施要綱……………14
- 奈良市日中一時支援事業実施要綱……………24
- 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱……………34
- 開発行為に関する工事の完了(2件)……………41
- 都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………42
- 奈良市学校給食費の管理に関する要綱……………42
- 奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱……………47
- 開発行為に関する工事の完了……………50
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………50
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………50
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………51
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示……………51
- 平成23年奈良市告示第676号(奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程)の一部改正……………51
- 市道路線の認定……………51
- 道路の区域決定……………53
- 道路の供用開始……………54
- 歩行者専用道路の指定……………56
- 保存樹の指定の更新……………56

## 告示

### 奈良市告示第146号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成26年3月17日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目2番地の1
申請者氏名	株式会社 グローバル開発 代表取締役 松本 長敏
道路の位置	奈良市尼辻北町292番1の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	19.64m
指定年月日	平成26年3月17日
指定番号	第H2508号

(平成26年3月17日揭示済)

**奈良市告示第147号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第

2項の規定により次のとおり公示します。

平成26年3月17日

奈良市長 仲川元庸

区域	区分	月日（曜日）	時間	場所
都祁地区 及び 月ヶ瀬地区	質量計	4月22日（火）から 4月25日（金）まで	10：00～12：00 13：00～15：30	月ヶ瀬行政センター
		5月8日（木）から 5月9日（金）まで	10：00～12：00 13：00～15：30	都祁行政センター
		5月12日（月）から 5月20日（火）まで ただし、土・日を除く。	10：00～15：30	質量計の所在場所

備考 表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

（平成26年3月17日揭示済）

電話0742-34-1111代表

（平成26年3月17日揭示済）

**奈良市告示第148号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成26年3月17日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先  
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

**奈良市告示第149号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成25年6月5日 奈良市指令都整開 第13A-4号  
平成26年2月20日 奈良市指令都整開 第13A-4-1号  
平成26年3月12日 奈良市指令都整開 第13A-4-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月17日 第1397号  
公共施設 平成26年3月17日 第650号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市石木町715番1、715番5及び715番6
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市奈良阪町2532番地の3  
社会福祉法人ならやま会 理事長 足立博
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市石木町715番5及び715番6  
(2) 防火水槽  
奈良市石木町715番1の一部  
(3) 調整池  
奈良市石木町715番1の一部  
(平成26年3月17日揭示済)

**奈良市告示第150号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成25年6月28日 奈良市指令都整開 第13A-15号  
平成25年11月20日 奈良市指令都整開 第13A-15-1号  
平成26年2月14日 奈良市指令都整開 第13A-15-2号  
平成26年3月13日 奈良市指令都整開 第13A-15-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月17日 第1398号  
公共施設 平成26年3月17日 第651号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市百楽園五丁目2818番22、2818番114及び2818番115
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市藤ノ木台四丁目6番20号  
株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手善紀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市百楽園五丁目2818番22の一部、2818番114の一部及び2818番115の一部  
(2) 下水道  
奈良市百楽園五丁目2818番22の一部及び2818番114の一部  
(3) 公園  
奈良市百楽園五丁目2818番114の一部  
(4) 調整池  
奈良市百楽園五丁目2818番114の一部  
(平成26年3月17日揭示済)

**奈良市告示第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成25年11月28日 奈良市指令都整開 第13A-40号  
平成26年1月27日 奈良市指令都整開 第13A-40-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月17日 第1399号  
公共施設 平成26年3月17日 第652号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市恋の窪一丁目595番1及び595番5

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉 三郎

- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路  
奈良市恋の窪一丁目595番1の一部及び595番5の一部
- (2) 下水道  
奈良市恋の窪一丁目595番1の一部及び595番5の一部

(平成26年3月18日揭示済)

**奈良市告示第152号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年3月18日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月18日揭示済)

**奈良市告示第153号**

奈良市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）第16条及び附則第7条を、「奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第30号）第17条及び附則第7条」に改める。

附則

この告示は、平成26年3月18日から施行する。

(平成26年3月18日揭示済)

**奈良市告示第154号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成25年9月19日 奈良市指令都整開 第13A-28号  
平成26年3月3日 奈良市指令都整開 第13A-28-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月18日 第1400号  
公共施設 平成26年3月18日 第653号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市菅原町689番4、689番5、689番6の一部、689番7の一部、691番2の一部、694番及び695番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区瓦町二丁目4番5号  
三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市菅原町689番7の一部、691番2の一部及び694番の一部

(2) 下水道

奈良市菅原町689番7の一部、691番2の一部及び694番の一部

(平成26年3月19日揭示済)

奈良市告示第155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
新高和介護サービス	奈良県奈良市高天市町49番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年4月1日 平成26年4月1日
株式会社新高和	奈良県奈良市高天市町49番地		
あすならハイアあやめ池訪問介護	奈良県奈良市あやめ池南二丁目2番16	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年3月1日 平成26年3月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

おり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ツクイ奈良みあと	奈良県奈良市四条大路五丁目4番37号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年3月1日 平成26年3月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号		

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第157号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
染川薬局	奈良県奈良市中山町西四丁目535-489コーポ学園前101	平成26年1月23日

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
株式会社染川薬局	奈良県奈良市中山町西四丁目535-489コーポ学園前101	平成26年1月24日

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準(平成25年奈良市告示第178号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 日常生活用具給付事業の部分の表中

電磁調理器	41,000円	を
電磁調理器	25,000円	に、
聴覚障害者用通信装置	50,000円	を
聴覚障害者用通信装置	35,000円	に改め、

「2 移動支援事業

(1) 個別支援型算定単価

ア 身体介護を伴う場合

所要時間30分以内	2,300円
所要時間30分を超えて1時間以内	4,000円
所要時間1時間を超えて1.5時間以内	5,800円
所要時間1.5時間を超えて2時間以内	6,600円
以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額	

イ 身体介護を伴わない場合

所要時間30分以内	800円
所要時間30分を超えて1時間以内	1,500円
所要時間1時間を超えて1.5時間以内	2,300円
所要時間1.5時間を超えて2時間以内	3,000円
以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額	

(2) 施設等利用型算定単価

片道540円(所要時間0.5時間換算)

を削り、「3 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業」を「2 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業」に改め、

「4 訪問入浴サービス事業 1回当たり 12,500円」を削り、

「5 更生訓練費給付事業」を「3 更生訓練費給付事

業」に改め、

「6 日中一時支援事業

(1) 標準型

ア 所要時間4時間未満	1,600円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	3,200円
ウ 所要時間8時間以上	4,800円
エ 入浴加算(入浴サービス提供時のみ)	420円

(2) 重心型

ア 所要時間4時間未満	6,000円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	12,000円
ウ 所要時間8時間以上	18,000円

(3) 遷延性型

ア 所要時間4時間未満	3,500円
イ 所要時間4時間以上8時間未満	7,000円
ウ 所要時間8時間以上	10,500円

を削る。

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により石木町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	吉田 善雄 奈良市石木町375番地	今中 秀治 奈良市石木町498番地

2 変更の年月日

平成26年3月1日

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第161号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成26年3月20日

奈良市長 仲川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2671400253	京都府木津川市梅美台二丁目1-1	フレンド平城山・山城	奈良市三条大路五丁目2番61号	ウェルコンサル株式会社 代表取締役 井村高陽	平成26年3月12日

(平成26年3月20日揭示済)

奈良市告示第162号は、奈良市公報号外第6号に掲載

奈良市告示第163号は、奈良市公報号外第7号に掲載

奈良市告示第164号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域



内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年3月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月24日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年3月25日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年3月25日揭示済)

奈良市告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第1325号線	秋篠町1049番5地先から	2.50~12.00	144.0	
		秋篠町1058番9地先まで			

(平成26年3月25日揭示済)

奈良市告示第168号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所

平成26年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成25年6月6日 奈良市指令都整開 第13A-12号  
平成26年3月20日 奈良市指令都整開 第13A-12-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月25日 第1401号  
公共施設 平成26年3月25日 第654号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市二名一丁目2356番1、2356番2、2356番3、2356番4、2356番5、2358番5、2358番6、2359番2、2359番3、2359番5、2359番7、2359番8、2359番9、2361番6及び2361番7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市二名一丁目2361番地の3  
社会福祉法人大和清泉会 理事長 大波 律子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市二名一丁目2356番1の一部、2356番3の一部、2358番5の一部、2361番6の一部及び2361番7の一部
  - (2) 調整池  
奈良市二名一丁目2358番5の一部
  - (2) 防火水槽  
奈良市二名一丁目2356番3の一部

(平成26年3月25日揭示済)

奈良市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成26年3月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成26年3月26日揭示済)

奈良市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号  
平成26年 1月14日 奈良市指令都整開 第13A-44号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年 3月26日 第1402号  
公共施設 平成26年 3月26日 第655号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市芝辻町三丁目112番1の一部、112番2の一部、  
112番3の一部、112番4の一部、112番5、112番6、  
112番7の一部、112番8、112番9の一部及び234番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市法蓮町730番地の5  
脇田 力男
- 公共施設の種類、位置及び区域
  - 道路  
奈良市芝辻町三丁目112番1の一部、112番2の一部、  
112番3の一部、112番4の一部、112番5の一部、  
112番6の一部、112番7の一部、112番8の一部、  
112番9の一部及び234番2の一部
  - 下水道  
奈良市芝辻町三丁目112番1の一部、112番2の一部、  
112番3の一部、112番4の一部、112番5の一部、  
112番6の一部、112番7の一部、112番8の一部、  
112番9の一部及び234番2の一部  
(平成26年 3月26日揭示済)

**奈良市告示第170号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の写しの送付を受けたので、法第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸  
記

- 起業者の氏名及び住所  
奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 事業の種類  
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業  
7・4・100号三条線
- 明渡しを求める土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良市下三条町	24番1	宅地	宅地

- 縦覧の場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所建設部道路室土木管理課  
土日祝日を除く業務時間内(8:30~17:15)
- 縦覧の期間  
公告の日から平成26年4月10日まで  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第171号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸  
記

- 起業者の氏名及び住所  
奈良市 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 事業の種類  
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業  
7・4・100号三条線
- 裁決申請の受理日  
平成26年 3月18日
- 収用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良市下三条町	24番1	宅地	宅地

- 縦覧の場所及び時間  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所建設部道路室土木管理課  
土日祝日を除く業務時間内(8:30~17:15)
- 縦覧の期間  
公告の日から平成26年4月10日まで  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第172号**

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸  
奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱(平成16年奈良市告示第289号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1回の治療」の次に「(採卵準備のた

めの投薬期間から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程をいう。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 平成26年度以後に新規で特定不妊治療の助成を受ける場合において、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、前項の規定にかかわらず、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。ただし、通算助成回数は、6回までとする。
- 3 他の自治体を実施する特定不妊治療に係る助成を既に受けている場合は、本要綱に定める助成を受けたものとみなし、当該助成の回数を通算して前2項の規定を適用するものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第173号

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱（平成23年奈良市告示第507号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び額の算出方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

第6条第1項に次の1号を加える。

- (4) 夫及び妻の所得額を証明する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱第3条第3号及び第6条第1項第4号の規定は、平成26年4月1日以後に初めて助成を受ける者について適用し、同日前に助成を受けている者であって、当該助成を開始した診療日の属する月から起算して2年を経過しないものについては、なお従前の例による。

(平成26年3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第174号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭

和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成26年3月27日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成25年9月2日、同月5日、同月7日、同月10日、同月12日、同月13日、同月19日、同月20日、同月26日及び同月27日

(平成26年3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第175号

奈良市済美地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市南京終町201番地の12  
奈良市済美地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市南京終町一丁目195番地  
済美地区自治連合会  
会長 吉田 佳弘
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の利用に関すること。
  - (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第176号

奈良市柳生地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市丹生町847番地  
奈良市柳生地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市丹生町1101番地  
丹生町自治会  
会長 田中 隆司

- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の利用に関する事。
  - (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。
- (平成26年 3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第177号

奈良市とみの里地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市中山町西二丁目1012番地の 1  
奈良市とみの里地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東登美ヶ丘二丁目14番 2号  
東登美ヶ丘地区自治連合会  
会長 静間 章二
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

  - (1) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の利用に関する事。
  - (2) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。

(平成26年 3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第178号

奈良市 右京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市右京三丁目18番地  
奈良市右京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市右京三丁目 8番地の16  
右京地区自治連合会  
会長 山内 梅乃
- 3 指定管理者の指定の期間

- 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市右京地域ふれあい会館の利用に関する事。
    - (2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。

(平成26年 3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第179号

奈良市帯解地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市田中町342番地の 1  
奈良市帯解地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市田中町396番地の 9  
田中町自治会  
会長 乾 博信
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

  - (1) 奈良市帯解地域ふれあい会館の利用に関する事。
  - (2) 奈良市帯解地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。

(平成26年 3月27日揭示済)

#### 奈良市告示第180号

奈良市朱雀地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年 3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市朱雀二丁目12番地  
奈良市朱雀地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市朱雀二丁目 3番地の26  
朱雀地区自治連合会  
会長 祖父江 昭男
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

  - (1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の利用に関する事。
  - (2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

- (3) その他市長が定めること。  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第181号**

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市古市町99番地の1  
奈良市東市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市古市町99番地の1  
東市地区自治連合会  
会長 辻澤 靖彦
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市東市地域ふれあい会館の利用に関すること。
  - (2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第182号**

奈良市左京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市左京五丁目4番地の1  
奈良市左京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市左京一丁目18番地の14  
左京地区自治連合会  
会長 徳野 賢輝
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の利用に関すること。
  - (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第183号**

奈良市青和地域ふれあい会館の指定管理者を指定したの

で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市百楽園四丁目1番20-5号  
奈良市青和地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市鶴舞西町2番26-317号  
青和地区自治連合会  
会長 小谷 義孝
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の利用に関すること。
  - (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第184号**

奈良市佐保川地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市法蓮町391番地の4  
奈良市佐保川地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市法華寺町243番地の2  
佐保川地区自治連合会  
会長 金野 秀一
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の利用に関すること。
  - (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第185号**

奈良市辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西九条町二丁目2番地の44  
奈良市辰市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東九条町536番地の1  
辰市地区自治連合会  
会長 竹村 健
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の利用に関する事。  
(2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第186号**

奈良市月瀬地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。  
平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2  
奈良市月瀬地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬月瀬326番地  
月瀬自治会  
会長 今北 学
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の利用に関する事。  
(2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第187号**

奈良市西大寺北地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。  
平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西大寺東町一丁目1番15号  
奈良市西大寺北地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西大寺北町三丁目3番11号

- 西大寺北地区自治連合会  
会長 大西 雅之
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の利用に関する事。  
(2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第188号**

奈良市佐保台地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。  
平成26年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市佐保台二丁目902番地の239  
奈良市佐保台地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市佐保台二丁目902番地の239  
佐保台地区自治連合会  
会長 中口 則弘
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の利用に関する事。  
(2) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成26年3月27日揭示済)

**奈良市告示第189号**

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱を次のように定める。  
平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 災害に強いまちづくりを促進するため、不特定多数の市民が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の耐震診断を実施する所有者に対し、これに要する費用について予算の範囲内で奈良市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、

奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 耐震診断 法第2条第1項に規定する地震に対する安全性を評価することをいい、その方法については、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の第1「建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法とする。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所に属する建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）附則第3条により準用する省令第5条第1項に規定する者をいう。
- (4) 耐震診断の判定書等 一般財団法人日本建築防災協会が事務局である既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が建築物の耐震診断について、技術指針事項（法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。）に基づき判定し、評価した書類及びその添付書類をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 不特定多数の者が利用する大規模な建築物等の耐震診断の実施の義務付け等について定める建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）による改正後の法に基づく耐震診断の義務付け対象となる建築物であることが奈良市により確認され、改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（耐震対策緊急促進事業交付申請マニュアル（地方公共団体の補助制度を併用する場合）（平成25年10月4日国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室制定。以下「マニュアル」という。）様式第1。以下「確認書」という。）が発行されたもの
- (3) 平成28年3月31日までに耐震診断が完了するもの

2 補助対象建築物の所有者と占有者（使用者及び居住者）が異なる場合は、当該建築物の耐震診断を行うことについて、当該利害関係者との協議が調っていないと認められない。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する補助対象建築物の所有者（共有の建築物にあっては共有者全員の合意による代表者）又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）であること。
- (2) 補助対象建築物について耐震診断技術者による耐震診断を受けること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、対象者が補助対象建築物の耐震診断に要した経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、耐震診断に要した経費（次に掲げる額を限度とする。）に6分の5を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 面積1平方メートルにつき2,060円
- (2) 延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 面積1平方メートルにつき1,540円
- (3) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 面積1平方メートルにつき1,030円

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類各3部を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 確認書（奈良市による確認がなされたもの）の写し
  - (2) 補助金交付申請書（マニュアル様式第2）
  - (3) 耐震診断に要する経費の見積書の写し（当該耐震診断を行う予定の耐震診断技術者の氏名及び資格の記載があるもの）
  - (4) 補助対象建築物の付近見取図及び写真
  - (5) 補助対象建築物の配置図、平面図及び断面図（階数のわかるもの）
  - (6) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類（全部事項証明書等）
  - (7) 補助対象建築物の所有者と占有者（使用者及び居住者）が異なる場合は、占有者からの耐震診断の実施に係る同意書（区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組規約）
  - (8) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震診断の実施に係る同意書
  - (9) 耐震診断をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び通知）



第8条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震診断が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類各3部を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完了実績報告書(マニュアル様式第21)
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 耐震診断の判定書等の写し
- (4) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日掲示済)

#### 奈良市告示第190号

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存住宅・特定建築物耐震診断補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第136号)の一部を次のように改正する。

題名中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改める。

第1条中「、建築物の倒壊による道路の遮へい等を防止して」を削り、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改める。

第2条第1号中「特定建築物等」を「住宅部分が過半を占めるもので、特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同条第2号中「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に、「」第6条を「。以下「法」という。」第14条に改め、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「分譲共同住宅、」を「共同住宅及び」に改め、「若しくは3階建て以下かつ1,000平方メートル以下の賃貸共同住宅」を削り、同条第3号中「昭和56年」を「市内に存する建築物で現に使用し、昭和56年」に、「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同条第4号中「目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等によ

り、地震に対しての建物の」を「法第2条第1項に規定する地震に対する」に改め、「その方法については」の次に「、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)別添の第1「建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法で」を加え、同号ア中「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、「精密診断法」の次に「(時刻歴応答計算による方法を除く。以下この号において同じ。)」を加え、同号ウ中「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同条第5号中「属する建築士で、耐震診断を行う建築物の構造に応じた講習(都道府県又は協会が実施するものに限る。)」を「属し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)第5条に規定する建築士で、耐震診断を行う建築物の構造に応じた講習」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 耐震診断の判定書等 一般財団法人日本建築防災協会が事務局である既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録する耐震判定委員会が建築物の耐震診断について、技術指針事項(法第12条第1項に規定する技術指針事項をいう。)に基づき判定し、評価した書類及びその添付書類をいう。

第5条第1項第2号中「特定建築物等」を「特定既存耐震不適格建築物等」に改め、同号ア中「2,000円」を「2,060円」に改め、同号イ中「1,500円」を「1,540円」に改め、同号ウ中「1,000円」を「1,030円」に改める。

第6条中「受けようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「規則」を「耐震診断を実施する前に規則」に改め、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 補助対象建築物の配置図及び平面図

(4) 補助対象建築物の建築時期が確認できる書類(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)第6条第4項、同法第6条の2第1項若しくは同法第18条第3項の規定により交付された確認済証の写し又は基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項若しくは同法第18条第16項の規定により交付された検査済証の写し等)

(5) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類(全部事項証明書等)

(6) 補助対象建築物の所有者と占有者(使用者及び居住者)が異なる場合は、占有者からの耐震診断の実施に係る同意書(区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組規約)

第6条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震診断の実施に係る同意書

(8) 耐震診断をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し

第8条を第9条とする。

第7条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 耐震診断の判定書等の写し（一戸建て住宅を除く。）  
第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。  
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

#### 奈良市告示第191号

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱を廃止する告示

奈良市耐震改修計画認定事務取扱要綱（平成11年奈良市告示第129号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

「※添付書類

(高齢者の場合) ケアプラン (介護保険サービス利用中の場合) 又は介護予防プラン に改める。

(障害者の場合) サービス等利用計画等

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

#### 奈良市告示第194号

奈良市移動支援事業実施要綱を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)

第77条の規定に基づき実施する奈良市移動支援事業(以

#### 奈良市告示第192号

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱(平成2年奈良市告示第243号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「にある者」の次に「(以下「障害対象者」という。)」を加える。

第4条に次の1項を加える。

3 障害対象者又はその養護者は、サービス等利用計画等を第1項の申込書に添えなければならない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年3月28日揭示済)

#### 奈良市告示第193号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱(平成6年奈良市告示第97号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 障害対象者又はその養護者は、第1項の申込書にサービス等利用計画等を添えなければならない。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「※添付書類(高齢者の場合のみ)

ケアプラン(介護保険サービス利用中の場合) 又は介護予防プラン

」

下「移動支援」という。)については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。)及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移動支援 屋外での移動が困難な障害者又は障害児につき、外出時における移動中の介護を提供するサービス

<p>(2) 障害者 法第4条に規定する障害者又は障害児</p> <p>(3) 支給決定障害者 第7条の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児</p> <p>(4) 支給量 1月に提供を受けることができる移動支援のサービスの量</p> <p>(5) 支援事業所 第14条の規定により移動支援の指定を受けた事業所 (事業形態)</p> <p>第3条 移動支援は、次の各号に掲げるいずれかの形態により提供するものとする。</p> <p>(1) 個別支援型 1名の障害者に対し、1名のヘルパーにより提供される次に掲げる支援で、原則として起点及び終点を自宅とするもの ア 身体介護を伴うもの 外出時の歩行、移乗、移動、排泄、食事、入浴等の介護 イ 身体介護を伴わないもの 外出時の代筆、代読等の介護 ウ その他外出に伴い必要と認められる介護</p> <p>(2) 施設等利用型 条例第6条第2号に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）及び法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）又は介護保険法（平成9年法律第123号）における指定通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）を利用するため、施設又は事業所が運行する車両で通所する障害者を送迎する支援</p> <p>(3) 車両移送型 奈良市総合福祉センターを利用する者を車両により送迎する支援 (個別支援型の支援内容)</p> <p>第4条 個別支援型の移動支援の対象となる外出は、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としたもので、別表第1に定めるものとする。ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えることができるものに限る。</p> <p>2 別表第2に定めるものは、移動支援の対象としない。ただし、介護者及び保護者の出産、疾病、けが等でやむを得ない事情がある場合については、この限りでない。 (対象者)</p> <p>第5条 移動支援の対象者は、規則第27条第1項第8号に規定する要件を満たす者で、在宅の障害者又は本市が法における援護の実施者となり施設等に入所しているものとする。ただし、法に基づく障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援の対象となる者は、原則としてそのサービスを優先して利用するものとする。 (利用申請)</p> <p>第6条 移動支援を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第28条の規定に基づき、市長に申請するものとする。</p>	<p>(支給決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の心身の状況、介護を行う者の状況、申請者及びその保護者の移動支援の利用に関する意向等を勘案及び審査し、別表第3に定める支給量の範囲内において、移動支援の支給を決定し、地域生活支援事業利用(変更)決定通知書(別記第1号様式)により申請者に通知するものとする。また、利用を認めないときは、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>2 支給決定の有効期間は、前項の規定に基づく支給決定の日から起算して1年の範囲内とする。</p> <p>3 支給決定障害者が、移動支援を利用しようとするときは、第1項の通知書を支援事業所に提示し、契約を締結するものとする。 (変更申請)</p> <p>第8条 前条の規定により決定された内容について変更しようとするときは、規則第28条第4項の規定に基づき、速やかに、市長に申請するものとする。 (変更決定)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その要否について審査し、支給決定障害者に通知するものとする。 (決定通知書の再交付申請)</p> <p>第10条 地域生活支援事業利用(変更)決定通知書を紛失又は破損した場合は、速やかに、再交付を申請するものとする。 (資格喪失)</p> <p>第11条 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この利用資格を喪失するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき(ただし、居住地特例による住所変更を除く。)</p> <p>(3) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。</p> <p>(5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。</p> <p>(6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。 (費用の支弁)</p> <p>第12条 移動支援に要する費用(以下「移動支援費」という。)については、別表第4に定める額から、利用者負担額を控除した額を本市が支弁し、支援事業所に直接支払うものとする。 (費用の負担)</p> <p>第13条 支給決定障害者及びその保護者(以下「利用者等」という。)は、規則第29条の規定に基づく負担上限月額範囲内において、別表第4に定める額に条例第4条に規定する割合を乗じて得た額を支援事業所に直接支払うものとする。 (支援事業所の指定)</p> <p>第14条 市長は、移動支援を適切に行うことができると認める事業所を、指定するものとする。</p> <p>2 前項の指定を受けることができる事業所は、次の各号</p>
---	--



に掲げる事業形態に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個別支援型 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業所

(2) 施設等利用型 日中一時支援事業、短期入所又は指定通所介護事業の指定を受けた事業所

3 第1項の指定を受けようとするものは、奈良市移動支援事業所指定（更新）申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 個別支援型

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し

イ 従業員勤務形態一覧表

ウ 移動支援事業に従事する人員の資格を証明するものの写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 施設等利用型

ア 日中一時支援事業、短期入所又は指定通所介護事業に係るサービス事業者指定通知書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、その申請内容を審査し、適切と認められる場合は、奈良市移動支援事業所指定書（別記第3号様式）を支援事業所に交付するものとする。

5 支援事業所は、既に指定を受けた内容を変更しようとするときは、奈良市移動支援事業所変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

6 支援事業所は、移動支援又は第2項の指定の要件となる指定障害福祉サービス事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の更新）

第15条 前条第4項の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、その処分がなされるまでの間は、指定の有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。

（支援事業所の責務）

第16条 支援事業所は、移動支援の実施に当たり、介護福祉士その他指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する研修を修了した者等の適切に移動支援に従事できる人員（以下「従業者」という。）を配置しなければならない。ただし、従業者は、移動支援の実施に支障のない範囲で同事業所の他の職務に従事することができるものとする。

2 支援事業所は、支援技術の向上を図るため、従事者に必要な研修を実施しなければならない。

3 支援事業所は、移動支援の利用の開始に当たって、利用者等に対し、支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、移動支援の利用開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

4 支援事業所は、前項の規定により利用者等と契約を行った場合は、契約内容報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

5 支援事業所は、従業者、会計、サービス提供等に関する諸記録を整備し、移動支援のサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告、調査等）

第17条 市長は、移動支援の実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は、移動支援の実施に関して必要があると認めるときは、支援事業所若しくはその従業者又は従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合において、支援事業所に移動支援の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該支援事業所に対し、改善指導を行うことができる。

4 第2項の規定による質問等を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（指定の取消し）

第18条 市長は、支援事業所が、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条の指定を取り消すものとする。

(1) 第14条第2項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 移動支援費の請求に関し不正があったとき。

(3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応じず、



前条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は、前条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。ただし、支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を妨げるため、当該支援事業所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第14条の規定による指定を受けたとき。

(費用の請求)

第19条 支援事業所は、別表第4に定める移動支援費から利用者負担を控除した額について、移動支援を実施した月の翌月の10日までに、請求書に奈良市移動支援事業利用実績記録表(別記第7号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に請求するものとする。ただし、移動支援を実施したにもかかわらず、やむを得ない事情により、実施した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、実施した年度中に市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき支援事業所から請求があった場合はこれを審査し、請求のあった月の翌月の末日までにこれを支払うものとする。

(不正利得の返還請求)

第20条 市長は、偽りその他不正の行為により移動支援の支給を受けた者がいるときは、その者から、移動支援費の額の全部又は一部に相当する額を徴収することができる。

2 市長は、支援事業所が偽りその他不正の行為により移動支援費の支給を受けたときは、当該支援事業所からその移動支援費の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、移動支援の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に移動支援の利用の決定を受けている者に係る移動支援の利用については、この告示の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定期間内に限り、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

項目	対象となる外出の種類
(1) 社会生活上必要不可欠な外出	ア 官公署、金融機関等での手続又は相談 イ 日常生活上必要な買い物 ウ 理容院・美容院 エ 学校行事・PTA活動 オ 住居の取得・賃貸・維持管理に係る契約又は相談 カ その他前アからオまでに準じる外出
(2) 余暇活動等社会参加のための外出	ア 冠婚葬祭 イ 余暇・スポーツ・文化活動 ウ 参拝・墓参り・礼拝など社会的習慣 エ 地域における各種行事への参加 オ その他前アからエまでに準じる外出

別表第2(第4条関係)

項目	対象としない外出の種類
(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出	ア 収入を目的とした外出 イ その他前アに準じる外出
(2) 社会通念上本制度の適用が適当でないと認められる外出	ア 布教活動 イ 選挙活動 ウ ギャンブル エ その他前アからウまでに準じる外出
(3) 通年かつ長期にわたる外出	ア 通園、通学又は通所 イ 習い事 ウ その他前ア及びイに準じる外出

別表第3(第7条関係)

対象者	支給量	備考	
障害児	就学前	14時間	※緊急時やむを得ない場合等においては1月あたり36時間の範囲内で支給することができる。
	就学後	23時間	
障害者(在宅)	36時間		
ケアホーム入所者	20時間		



第2号様式(第14条関係)

受付番号

奈良市移動支援事業所指定(更新)申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり、移動支援事業を行う事業所の指定(更新)を受けたいので、奈良市移動支援事業実施要綱第14条第1項の規定により申請します。

指定(更新)を受けようとする事業所	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒		
	電話・FAX番号	電話	FAX	
	メールアドレス			
	代表者の名 職・氏名	職名	ふりがな	
			氏名	
	代表者の住所	〒		
	事業内容	個別支援型 ・ 施設等利用型		
	事業開始年月日	年 月 日		
既に指定を受けている事業等	個別支援型	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護		
	施設等利用型	日中一時支援・短期入所・指定通所介護(介護保険)		

添付書類

(個別支援型の場合)

- 1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護のいずれかの指定通知書の写し
- 2 移動支援事業所に勤務する職員の勤務形態一覧表
- 3 従事する人員の資格を証明する書類の写し(更新の場合は省略可)
- 4 その他市長が必要と認める書類

(施設等利用型の場合)

- 1 日中一時支援事業・短期入所・指定通所介護事業(介護保険)のいずれかの指定通知書の写し
- 2 その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

## 奈良市移動支援事業所指定書

年 月 日付けで申請のありました奈良市移動支援事業を行う事業所として、次のとおり指定したので通知します。

ふりがな	
名 称	
所 在 地	〒
	(ビルの名称等)
代表者の職・氏名	
事 業 内 容	個別支援型 ・ 施設等利用型
事業開始年月日	年 月 日
指定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
指 定 番 号	
備 考	



第4号様式（第14条関係）

奈良市移動支援事業所変更承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

次のとおり、奈良市移動支援事業所の指定を受けた内容を変更するので、奈良市移動支援事業実施要綱第14条第5項の規定により申請します。

名 称		
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項		
変更の内容及び理由	変 更 前	変 更 後
	(理由)	

添付書類 変更の内容を明らかにした書類

第5号様式（第14条関係）

## 奈良市移動支援事業所廃止（休止・再開）届

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申 請 者

名 称

代表者氏名

印

次のとおり、奈良市移動支援事業所を廃止（休止・再開）するので、奈良市移動支援事業実施要綱第14条第6項の規定により届け出ます。

名 称	
廃止（休止） 年 月 日	
再開予定年月日	
廃止（休止）の 理 由	

第6号様式（第16条関係）

契約内容報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業所番号														
事業所名														
代表者名														

下記のとおり当事業所との契約内容について報告します。

受給者番号														
支給決定障害者 (保護者)氏名											支給決定に係る 障害児氏名			

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約支給量	契約日 (又は変更日)	理由
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	提供終了月中の終了日までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

第7号様式 (第19条関係)

年 月分 奈良市移動支援事業利用実績記録表

受給者番号		利用者等氏名 (児童氏名)		年齢	才	移動支援事業指定事業所番号
決定支給量	時間/月	<input type="checkbox"/> 身介有 <input type="checkbox"/> 施設等利用型	契約支給量	時間/月		事業所名
		<input type="checkbox"/> 身介無				
利用者負担上限月額	円	<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯				

日付	曜日	種別	サービス内容			サービス提供時間			派遣人数	算定時間数	サービス費	利用者負担額	利用者確認印	サービス提供者の印
			始点	目的地	終点	開始時刻	終了時刻	提供時間数						
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
						;	;							
			(例外・8時間以上の理由)											
※種別欄には、個別支援型は1、施設等利用型は2を記入してください。 ※受給者番号及び総支給量は地域生活支援事業決定通知書で確認してください。 ※例外で利用する場合は、理由を記入してください。 ※用紙が1枚で不足する場合は、2枚目に記入してください。その際、算定時間数、サービス費合計、利用者負担合計、市請求金額については、2枚目のみに記入してください。									算定時間数合計	サービス費合計	利用者負担合計	市請求金額		
									時間	円	円	円		

(平成26年3月28日掲示済) 奈良市告示第195号

奈良市日中一時支援事業実施要綱を次のように定める。



平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づき実施する奈良市日中一時支援事業(以下「日中一時支援」という。)については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。)及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日中一時支援 条例第6条第2号に規定する事業
- (2) 障害者 法第4条に規定する障害者又は障害児
- (3) 支給決定障害者 第7条の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児
- (4) 支給量 1月に提供を受けることができる日中一時支援のサービスの量
- (5) 支援事業所 第14条の規定により日中一時支援事業の指定を受けた事業所

(事業内容)

第3条 日中一時支援は、障害者等に対し、活動の場の提供、社会適応訓練、入浴サービス及び給食サービスを提供することにより、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を行うものとする。

2 日中一時支援は、次に掲げる事業形態で実施するものとする。

- (1) 標準型 重心型及び遷延性型以外で障害者支援施設等において実施するもの
- (2) 重心型 重症心身障害者等に対して、療養介護及び重症心身障害児施設等において実施するもの
- (3) 遷延性型 医療が必要と認められた遷延性意識障害者等に対して、医療機関において実施するもの

(併給関係)

第4条 日中一時支援は、日中活動系サービスとみなすため、法に基づく障害福祉サービス(生活介護に限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援と同日の利用は原則として認めないものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(対象者)

第5条 日中一時支援を受けることができる者は、規則第27条第1項第13号に規定する要件を満たし、次の各号のいずれかに該当する在宅の者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神障害者手帳の交付を受けている者又は自立支援医療受給者証(精神通院に限る。)の交付を受けている等により精神障害者であると認められる者

(利用申請)

第6条 日中一時支援を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第28条の規定に基づき市長に申請するものとする。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の心身の状況、介護者の状況、申請者及びその保護者の日中一時支援の利用に関する意向等を勘案及び審査し、4日の範囲内において日中一時支援の支給を決定し、地域生活支援事業利用(変更)決定通知書(別記第1号様式)により申請者に通知するものとする。また、利用を認めないときは、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果4日を超える日数が必要であると判断できる場合は、この限りでない。

2 支給決定の有効期間は、前項の規定に基づく支給決定の日から起算して1年以内とする。

3 支給決定障害者が日中一時支援を利用しようとするときは、第1項の通知書を支援事業所に提示し、契約を締結するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により決定された内容について変更しようとするときは、規則第28条第4項の規定に基づき、速やかに市長にその旨を申請するものとする。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その要否について審査し、支給決定障害者に通知するものとする。

(決定通知書の再交付申請)

第10条 地域生活支援事業利用(変更)決定通知書を紛失又は破損した場合は、速やかに再交付を申請するものとする。

(資格喪失)

第11条 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この利用資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき(ただし、居住地特例による住所変更を除く。)
- (3) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。
- (5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

(費用の支弁)

第12条 日中一時支援に要する費用(以下「日中一時支援費」という。)については、別表第2に定める額から利用者負担額を控除した額を本市が支弁し、事業所に直接支払うものとする。

(費用の負担)

第13条 支給決定障害者及びその保護者(以下「利用者等」

という。)は、規則第29条の規定に基づく負担上限月額  
の範囲内において、別表第2に定める額に条例第6条に規  
定する割合を乗じて得た額を支援事業所に直接支払うも  
のとする。

(支援事業所の指定)

第14条 支援事業所は、あらかじめ市長の指定を受けるも  
のとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、奈良市日中一時支  
援事業所指定申請書(別記第2号様式)に次の書類を添  
えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 施設の位置図及び平面図
- (4) 設備・備品等一覧表
- (5) 運営規程
- (6) 利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概  
要を示す書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その申請内容を  
審査し、指定を行うときは、奈良市日中一時支援事業所  
指定書(別記第3号様式)を支援事業所に交付するもの  
とする。

4 支援事業所は、既に指定を受けた内容を変更しようと  
するときは、奈良市日中一時支援事業変更承認申請書  
(別記第4号様式)により、市長に提出し承認を受けな  
ければならない。

5 支援事業所は、日中一時支援を廃止、休止又は再開し  
ようとするときは、奈良市日中一時支援事業廃止(休止・  
再開)届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第15条 前条第3項の指定は、6年ごとに更新を受けな  
ければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うも  
のとする。

2 前項の規定による更新申請があった場合において、同  
項の期間(以下この条において「指定の有効期間」とい  
う。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされな  
いときは、従前の指定は、その処分がなされるまでの間  
は、指定の有効期間の満了後もなおその効力を有するも  
のとする。

3 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、  
その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の  
翌日から起算するものとする。

(支援事業所の基準)

第16条 支援事業所の形態は、次のとおりとする。

- (1) 併設型事業所 障害者支援施設その他の厚生労働省  
令で定める施設と一体的な運営を行う事業所
- (2) 空床利用型事業所 障害者支援施設その他の厚生労  
働省令で定める施設であって、その全部又は一部が入  
所者に利用されていない居室を利用して運営を行う事  
業所

(3) 単独型事業所 前2号以外であって、利用定員が5  
人以上で、短期間の入所による保護を適切に行うこと  
ができる事業所

2 支援事業所に必要な職員の職種、職員の配置及び設備  
に関する基準は別表第3に定めるとおりとする。

3 支援事業所は、運営規程に次の事項を定めなければな  
らない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領  
する費用の額
- (5) 施設利用にあたっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項  
(支援事業所の責務)

第17条 支援事業所は、日中一時支援の利用の開始に際し  
て、あらかじめ利用者等に対し、支援の選択に資すると  
認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、  
日中一時支援の利用開始について利用者等の同意を得  
て、利用者等と利用の契約を締結するものとする。

2 支援事業所は、前項の規定により利用者等と契約を  
行った場合は、契約内容報告書(別記第6号様式)を市  
長に提出しなければならない。

3 支援事業所は、従業者、会計、サービス提供等に関す  
る諸記録を整備し、日中一時支援のサービスを提供した  
日から5年間保存しなければならない。

(報告、調査等)

第18条 市長は、日中一時支援の実施等に関して必要があ  
ると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しく  
は利用者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属す  
る者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文  
書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員  
に質問させることができる。

2 市長は、日中一時支援の実施に関して必要があると認  
めたときは、サービス提供事業所若しくはその従業者又  
は従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提  
出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求  
め、又は担当職員に関係者に対して質問をさせ、帳簿書  
類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合において、支援事業所に日中一時支援の実  
施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当  
該支援事業所に対し、改善指導を行うことができる。

4 第2項の規定による質問等を行う場合においては、担  
当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係  
人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指定の取消し)

第19条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当  
するときは、第14条の指定を取り消すものとする。

- (1) 第16条第2項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 日中一時支援事業の請求に関し不正があったとき。
- (3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。ただし、支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を妨げるため、当該支援事業所が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 不正の手段により第14条の規定による指定を受けたとき。

(費用の請求)

第20条 支援事業所は、別表第2に定める日中一時支援費から利用者負担を控除した額について、実施した月の翌月10日までに、請求書に奈良市日中一時支援事業利用実績記録表(別記第7号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に請求するものとする。ただし、日中一時支援を実施したにもかかわらず、やむを得ない事情により実施した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、実施した年度中に市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき支援事業所から請求があった場合は、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までにこれを支払うものとする。

別表第2(第12条、第13条、第20条関係)

事業種別	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	入浴加算(入浴提供時のみ)
標準型	1,600円	3,200円	4,800円	420円
重心型	6,000円	12,000円	18,000円	
遷延性	3,500円	7,000円	10,500円	

別表第3(第16条関係)

実施形態	必要な職員の職種	職員の配置	設備
(1)併設型事業所	当該施設において必要な職種	施設及び併設事業所に置くべき従業員の総数は、当該施設等の入所者数、併設型事業所及び日中一時支援事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに、当該施設として必要とされる数以上	当該施設において必要な設備
(2)空床型事業所	当該施設において必要な職種	当該施設として必要とされる数以上	当該施設において必要な設備
(3)単独型事業所	①管理者(事業所の管理上支障がない場合は兼務可) ②生活支援員又は介護職員(利用者のサービス提供に支障がない場合は兼務可)	常勤換算方法で、利用者10人に対し1人以上	①居室 ・居室床面積については、利用者1人当たり3㎡以上 ・消防設備その他の非常災害に際して必要な設備等 ②洗面設備 ③便所 ④浴室(入浴サービスを行う場合)

(不正利得の返還請求)

第21条 市長は、偽りその他不正の行為により日中一時支援の支給を受けた者があるときは、その者から、日中一時支援費の額の全部又は一部に相当する額を徴収することができる。

2 市長は、支援事業所が偽りその他不正の行為により日中一時支援費の支給を受けたときは、当該支援事業所からその日中一時支援費の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に日中一時支援の利用決定を受けている者に係る日中一時支援の利用については、この告示の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定期間内に限り、なお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

利用時間	日数の換算
4時間未満	0.25日
4時間以上8時間未満	0.5日
8時間以上	0.75日

別記  
第1号様式（第7条関係）年 月 日  
第 号  
奈良市長

## 地域生活支援事業利用（変更）決定通知書

障害者総合支援法第77条に規定する事業の利用（変更）決定について、下記のとおり通知します。

## 記

受給者番号		支給決定障害者 （保護者）氏名	
支給（変更）決定日		支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
本人住所			

支援の種類・内容	利用者負担額	利用者負担上限額
備 考		

注 意 事 項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、奈良市長にその旨を申請してください。
---------	---

教示

この部分に、不服申立て、取消訴訟等について記載する。

第2号様式（第14条関係）

受付番号

奈良市日中一時支援事業所指定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

印

次のとおり、奈良市日中一時支援事業を行う事業所の指定を受けたいので、日中一時支援事業実施要綱第14条第2項の規定により申請します。

指定を受けようとする事業所	ふりがな					
	名 称					
	所 在 地	〒				
	電話・FAX番号	TEL	FAX			
	管理者（責任者）	ふりがな				
		氏名				
	事業開始年月日	年 月 日				
	利 用 定 員	人				
	従 業 者 の 職 種	指導員		その他		
		人 員	専 任	兼 務	専 任	兼 務
		常 勤（人）				
		非 常 勤（人）				
	建 物 の 概 要	広 さ	土 地	m <sup>2</sup>		
		建 物	m <sup>2</sup>			

(注)管理者(責任者)は日中一時支援事業の管理者(責任者)とします。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 施設の位置図及び平面図
- 4 設備・備品等一覧表
- 5 運営規程
- 6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を示す書類
- 7 その他市長が必要と認めた書類



第3号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市日中一時支援事業所指定書

年 月 日付で申請のありました奈良市日中一時支援事業を行う事業所として、次のとおり指定したので通知します。

ふりがな	
名 称	
事業所の所在地	〒
	(ビルの名称等)
事業開始年月日	年 月 日
利 用 定 員	人
指 定 番 号	
備 考	

第4号様式（第14条関係）

奈良市日中一時支援事業所変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申 請 者

名 称

代 表 者 氏 名

印

次のとおり、奈良市日中一時支援事業所の指定を受けた内容を変更するので、奈良市日中一時支援事業実施要綱第14条第4項の規定により申請します。

名 称		
変更予定年月日		
変 更 事 項		
変更の内容及び理由	変 更 前	変 更 後
	(理由)	

添付書類 変更の内容を明らかにした書類

第5号様式（第14条関係）

奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申 請 者

名 称

代表者氏名

印

次のとおり、奈良市日中一時支援事業所を廃止（休止・再開）するので、奈良市日中一時支援事業実施要綱第14条第5項の規定により届け出ます。

名 称	
廃止（休止） 年 月 日	
再開予定年月日	
廃止（休止）の 理 由	

第6号様式（第17条関係）

契約内容報告書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

事業所番号														
事業所名														
代表者名														

下記のとおり当事業所との契約内容について報告します。

受給者番号															
支給決定障害者 （保護者）氏名											支給決定に係る 障害児氏名				

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約支給量	契約日 (又は変更日)	理由
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	提供終了月中の終了日 までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を 終了する理由
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

第7号様式（第20条関係）

年 月分 奈良市日中一時支援事業利用実績記録表

受給者番号				利用者等氏名 (児童氏名)	年齢	才	日中一時支援事業指定事業所番号			
決定支給量	日/月	契約支給量	日/月	利用者負担 上限月額	円	事業所名				
<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯										

日付	曜日	サービス内容	サービス提供時間			日数 換算	加算等	サービス費	利用者 負担額	利用者 確認印	サービス 提供者の 印
			開始 時刻	終了 時刻	提供 時間数						
※受給者番号及び総支給量は地域生活支援事業決定通知書で確認してください。 ※例外で利用する場合は、理由をご記入下さい。 ※用紙が1枚で不足する場合は、2枚目に記入してください。その際、算定日数、サービス費合計、利用者負担合計、市請求金額については、2枚目のみに記入してください。							算定日数合計	サービス費合計	利用者負担合計	市請求金額	
							日	円	円	円	

(平成26年3月28日掲示済) のように定める。  
 平成26年3月28日  
 奈良市長 仲川元庸  
 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱を次  
 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱



(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項の規定に基づき実施する奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業(以下「訪問入浴サービス」という。)については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。)及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問入浴サービス 身体障害者及び身体障害児(以下「身体障害者等」という。)につき、居宅における入浴の介護を提供するサービス
- (2) 支給決定障害者 第5条の規定により支給決定を受けた身体障害者等
- (3) 支給量 1月に提供を受けることができる訪問入浴サービスの量
- (4) 支援事業所 第3条第2項の規定により市と委託契約を締結した事業所

(事業内容)

第3条 訪問入浴サービスは、身体障害者等の健康の増進と衛生の保持を図ることを目的とし、移動式の浴槽等の入浴設備を次条の対象者の居宅に運搬し、入浴介助者を派遣して実施するものとする。

2 訪問入浴サービスは、当該事業を適切に行うことができると認める事業所に委託して行うものとする。

(対象者)

第4条 訪問入浴サービスを利用することができる者は、規則第27条第1項第11号に規定する要件を満たし、次の各号のいずれかに該当する者在宅のものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由1級又は2級のもの
- (2) 前号に準ずる者

(利用申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第28条の規定に基づき、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 医師の診断書(別記第1号様式)
- (2) 誓約書(別記第2号様式)

2 市長は、前項の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援事業所と協議した上、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、利用を認めるときは地域生活支援事業利用(変更)決定通知書(別記第3

号様式)により申請者に通知するものとし、利用を認めないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 訪問入浴サービスの有効期間は、前項の規定に基づく支給決定の日から1年の範囲内とする。

4 市長は、第2項の規定により訪問入浴サービスの利用を決定したときは、支援事業所に対し、身体障害者等訪問入浴サービス事業委託(変更)決定通知書(別記第4号様式)に第1項の申請書、医師の診断書及び誓約書の写しを添えて通知するものとする。

(支給量)

第6条 1月の支給量は10日を上限とする。ただし、医学的判断等により、1月あたり10日を超える支援が必要な場合は、1月の支給量の上限を14日とすることができる。この場合において、医師の診断書等の支給決定障害者の身体状況が分かる書類を提出するものとする。

(変更申請)

第7条 第5条第2項の規定により決定された内容について変更しようとするときは、規則第28条第4項の規定に基づき、規則で定める申請書により市長にその旨を速やかに申請しなければならない。この場合において、支援事業所を変更しようとするときは、第5条第1項に定める書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その要否について審査し、必要に応じて支援事業所と協議した上、支給決定障害者にその旨を通知するものとする。

(決定通知書の再交付申請)

第8条 身体障害者等訪問入浴サービス事業委託(変更)決定通知書を紛失又は破損した場合は、速やかに再交付を申請するものとする。

(資格喪失)

第9条 支給決定障害者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この利用資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。
- (5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

(費用の負担)

第10条 訪問入浴サービスに要する費用(以下「訪問入浴サービス費」という。)は、1回あたり12,500円とする。

2 支給決定障害者及びその保護者は、規則第29条の規定に基づく負担上限月額範囲内において、前項に定める額に条例第6条に規定する割合を乗じて得た額を支援事業所に直接支払うものとする。

(費用の支弁)

第11条 訪問入浴サービス費については、前条第1項に定める額から、前条第2項の利用者負担額を控除した額を本市が支弁し、支援事業所に支払うものとする。

## (利用者等の遵守事項)

第12条 支給決定障害者及びその介護者又は保護者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 支給決定障害者の入浴時における事故を防止するため、訪問入浴サービスを受ける前に主治医等の意見を聴き、必要に応じて診断を受けさせること。
- (2) 訪問入浴サービスを利用する際は、家族とともに、派遣された入浴介助者に協力すること。
- (3) 支給決定障害者が病気その他の理由で訪問入浴サービスを受けることができなくなったときは、直ちにその旨を支援事業所に連絡すること。

## (事業所の設置基準等)

第13条 支援事業所の人員に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従業員(以下「サービス提供従事者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、次の各号のサービス提供従事者のうち1人は常勤でなければならない。

ア 看護師又は准看護師 1人以上

イ 介護職員 2人以上

- (2) 支援事業所は、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は敷地内にある他のサービスを提供する事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (3) 管理者は、支援事業所の管理、訪問入浴サービスの利用に関する調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 支援事業所の設備等に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽類の設備及び備品を備えなければならない。

- (2) 訪問入浴サービスの提供に用いられる設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意し、次の事項について留意すること。

ア 浴槽等利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、利用者1人ごとに消毒された清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。

イ 皮膚に直接触れるタオル等については、利用者1人ごとに交換し、又は、個人専用のものを使用する等、安全清潔に留意すること。

ウ 消毒方法について、マニュアルを作成する等の方法により、サービス提供従事者に周知すること。

## (費用の請求)

第14条 支援事業所は、訪問入浴サービス費から利用者負

担を控除した額について、訪問入浴サービスを実施した月の翌月10日までに、請求書に奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業利用実績記録表(別記第5号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて請求するものとする。ただし、訪問入浴サービスを実施したにもかかわらず、やむを得ない事情により、実施した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、実施した年度中に市長に請求するものとする。

2 市長は、支援事業所から前項の規定に基づく請求があった場合は、これを審査し、請求日から30日以内にこれを支払うものとする。

## (不正利得の返還請求)

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により訪問入浴サービスの支給を受けた者があるときは、その者から、当該訪問入浴サービス費の額の全部又は一部に相当する額を徴収することができる。

2 市長は、支援事業所が偽りその他不正の行為により訪問入浴サービス費の支給を受けたときは、その支援事業所から当該訪問入浴サービス費の額の全部又は一部を返還させることができる。

## (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、訪問入浴サービスの実施について必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この告示の施行前に訪問入浴サービスの利用の決定を受けている者に係る訪問入浴サービスの利用については、この告示の規定にかかわらず、現に受けている地域生活支援事業の利用の決定期間内に限り、なお従前の例による。

別記  
第1号様式(第5条関係)

診 断 書

氏 名		男・女	年 月 日生( 歳)	
住 所				
尿	蛋白 - ± +	糖 - ± +		
血圧				
眼	視力 左( ) 眼疾 右( ) トラコーマ 無 有			
循環器		胸部X線所見(間・直) 年 月 日撮影		
呼吸器				
皮膚				
認知症				無 ・ 有
梅毒検査				陰性 ・ 陽性
HBS抗原	陰性 ・ 陽性			
検便	虫卵 無 ・ 有	赤痢菌	無 ・ 有	

※陽性の場合定量及び治療効果等の所見検査結果表の添付をお願いします。

入浴の可否

施設への  
移送の可否

その他所見

上記のとおり診断する。

年 月 日

医療機関名

担当医師名

印

	障害の程度	種 級		部位
	身体 の 状 況	視 力	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 弱視
聴 力		<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや難聴	<input type="checkbox"/> 難聴
言 語		<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 障害あり	<input type="checkbox"/> 喪失
特記事項				
精 神 の 状 態	記 憶	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや悪い	<input type="checkbox"/> 大変悪い
	意思の疎通	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> やや悪い	<input type="checkbox"/> 大変悪い
	問題行動 (具体的に)			
日 常 生 活 動 作 の 状 況	歩 行	<input type="checkbox"/> 自分で歩ける	<input type="checkbox"/> 器具又は介助によりできる	<input type="checkbox"/> 歩行不可能
	排 せつ 泄	<input type="checkbox"/> 自分で便所に行ける	<input type="checkbox"/> 夜間おむつを使用 <input type="checkbox"/> 尿器を使用	<input type="checkbox"/> 常時おむつ使用
	食 事	<input type="checkbox"/> スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	<input type="checkbox"/> スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない
	入 浴	<input type="checkbox"/> 自分で入浴でき、洗える	<input type="checkbox"/> 洗う時や浴槽の出入りに介助を要する	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない
	着 脱 衣	<input type="checkbox"/> 自分で着脱できる	<input type="checkbox"/> 手を貸せば着脱できる	<input type="checkbox"/> すべて介助しなければならない
介護上の留意点				





第4号様式（第5条関係）

## 身体障害者等訪問入浴サービス事業委託（変更）決定通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業について、利用者を次のとおり決定したので通知します。

対 象 者 名	
受 給 者 番 号	
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
決 定 支 給 量	1月当たり 日
利 用 者 負 担 額	
指 示 事 項	

第5号様式（第14条関係）

年 月分 奈良市身体障害者等訪問入浴サービス事業利用実績記録票

受給者 番号									利用者等氏名 (児童氏名)	事業者番号									
支給量										事業所名									
利用者負担上限月額											円								
当月利用者負担額											円								

日付	曜日	サービス内容	サービス提供時間			サービス費	利用者負担額	サービス提供者等の印	利用者確認印	備考
			開始時刻	終了時刻	提供時間数					
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；						
			；	；	提供回数合計	サービス費合計	利用者負担額合計	公費負担額合計		
合計										

(平成26年3月28日揭示済)

奈良市告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成26年1月30日 奈良市指令都整開 第13A-48号  
平成26年3月5日 奈良市指令都整開 第13A-48-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年3月28日 第1403号

公共施設 平成26年3月28日 第656号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市杏町571番1の一部、571番4、572番4及び572番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市杏町25番地

森山 敏一

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市杏町572番4の一部及び572番5の一部

(平成26年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

## 1 許可の年月日及び番号

平成25年12月10日 奈良市指令都整開 第13A-42号

平成26年1月28日 奈良市指令都整開 第13A-42-

1号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年3月28日 第1404号

公共施設 平成26年3月28日 第657号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺六丁目779番の一部

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉 三郎

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市大安寺六丁目779番の一部

(平成26年3月28日掲示済)

## 奈良市公告第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・5・102号二条線及び3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成26年3月28日

奈良市長 仲川 元 庸

## 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成26年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第200号

奈良市学校給食費の管理に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

## 奈良市学校給食費の管理に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市学校給食費の管理に関する条例(平成25年奈良市条例第77号。以下「条例」という。)及び奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則(平成26年奈良市規則第3号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例による。

## (学校給食費の減額)

第3条 市長は、児童又は生徒(以下「児童等」という。)が牛乳等の食物アレルギー等により学校給食を受けることができない場合は、学校給食費を減額することができるものとする。

2 前項の減額の計算において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

## (学校給食の停止による学校給食費の徴収)

第4条 傷病等のため児童等が学校給食を受けることができない期間が連続して7日以上の場合は、当該期間(学校給食の停止の申出があった日から3日目(学校給食を実施しない日を除く。))以後の期間に限る。)に係る学校給食費を徴収しないものとする。

## (学校給食費の徴収方法)

第5条 学校給食費を口座振替の方法により徴収する場合は、徴収対象者は、別に定める口座振替依頼書を市に提出するものとする。

2 前項に規定する方法によらない学校給食費の徴収は、奈良市学校給食費納入通知書(別記第1号様式)により徴収対象者に通知する方法により行うものとする。

## (学校給食費の充当)

第6条 徴収対象者が納付した学校給食費に過納又は誤納があるときは、その過誤納額を当該徴収対象者の未納の学校給食費に充当するものとする。

2 市長は、前項の規定により充当するときは、奈良市学校給食費充当決定通知書(別記第2号様式)により徴収対象者に通知するものとする。

## (学校給食費の還付)

第7条 徴収対象者が納付した学校給食費に過納又は誤納があるときで、当該徴収対象者の未納の学校給食費がない場合は、その過誤納額を還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により還付するときは、奈良市学校給食費還付決定通知書(別記第3号様式)により徴収対象者に通知するものとする。

3 災害、警報発令、感染症、事故等により学校給食の一部又は全部を実施できなかった場合は、学校給食費を還付しないものとする。

## (督促)

第8条 市長は、徴収対象者が規則第6条に規定する納付期限までに学校給食費を納付しないときは、当該徴収対象者に対して奈良市学校給食費督促状(別記第4号様式)

により督促を行うものとする。

2 前項の督促がなされたにもかかわらず、徴収対象者が学校給食費を納付しないときは、当該徴収対象者に対して奈良市学校給食費催告書（別記第5号様式）により催告を行うものとする。

（学校給食費の遅延損害金）

第9条 市長は、徴収対象者が規則第6条に規定する納付期限までに学校給食費を納付しないときは、当該未納の学校給食費の額に、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

（学校給食費を減免できる場合）

第10条 条例第5条に規定する特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 災害、火事、事故等により、徴収対象者が一時的に

学校給食費を納付する資力を失った場合であって、生活保護制度及び就学援助制度の適用を受けることができないとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。  
（児童等以外の者が負担する学校給食費）

第11条 児童等以外の者に対して実施した学校給食に係る学校給食費は、当該学校給食を受けた者が負担するものとする。

2 前項の場合における学校給食費の徴収については、児童等に対して実施した学校給食に係る学校給食費の例による。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

別記  
第1号様式（第5条関係）

様

奈良市長



奈良市学校給食費納入通知書

学校給食費納入要領について、以下のように定めておりますので、納期限までに手続をお願いいたします。

- ・ 納期限
- ・ 金額
- ・ 納入対象
- ・ 対象者
- ・ 納付方法
- ・ 納入の際は本書の切り取り線から下を切り離し、指定の金融機関へお持ち下さい。なお、納付書をなくされた、又は、お持ちでない場合は、下記連絡先までご連絡ください。
- ・ その他

円 分 様

担当課  
連絡先

奈良市 学校給食費 領収通知書

加入者名	奈良市立公民館	〒	730	区	南	町	1	番	1	号	1	号
納期限												
給食費												
合計金額												
遅延日数												
遅延損害金												
納付番号												
姓 氏 名												
納付番号												
領収日付印												
領収日付												
納付者 氏 名												
住所 氏 名												
郵便番号												

ATMにて振込いただけます。

奈良市 学校給食費 納 付 書

加入者名	奈良市立公民館	〒	730	区	南	町	1	番	1	号	1	号
納期限												
給食費												
合計金額												
遅延日数												
遅延損害金												
姓 氏 名												
納付番号												
領収日付印												
領収日付												

ATMにて振込可（一部）

奈良市 学校給食費 領 収 証 書

加入者名	奈良市立公民館	〒	730	区	南	町	1	番	1	号	1	号
納付者 氏 名												
住所 氏 名												
郵便番号												
領収日付印												
領収日付												

ATMにて振込可

第2号様式(第6条関係)

様

奈良市長



### 奈良市学校給食費 充当決定通知書

あなたの納めた学校給食費が納め過ぎになりましたので、次のとおり充当します。

1. 給食対象者

年 組  
様

2. 充当する金額

過誤納金算出年度	年度
納め過ぎた金額(過誤納金額) ①	円
充当する金額 ②	円

3. 納め過ぎた金額(過誤納金額)の内訳(①の内訳)

請求年月	請求金額	入金額	納め過ぎた金額	領収年月日

4. 充当する金額の内訳(②の内訳)

領収年月日	納め過ぎた金額	充当先	充当年月日

担当課：  
連絡先：



第 3 号様式 (第 7 条関係)

様

奈良市長



### 奈良市学校給食費 還付決定通知書

あなたの納めた学校給食費が納め過ぎになりましたので、次のとおりお返しします。

1. 給食対象者

年 組  
様

2. お返しする金額

過誤納金算出年度	年度
納め過ぎた金額(過誤納金額) ①	円
お返しする金額(還付金額) ②	円

3. 納め過ぎた金額(過誤納金額)の内訳(①の内訳)

請求年月	請求金額	入金額	納め過ぎた金額	領収年月日

4. お返しする金額(還付金)の受領方法

5. 還付予定日

月々の納入方法が口座振替の方は、振替口座に返金いたします。  
月々の納入方法が納付書の方は、以下の事項をご記入の後、お手数ですがご返信ください。  
\* ゆうちょ銀行はご指定になれません。その他の銀行をご指定ください。

### 奈良市学校給食費 還付口座申請書

児童生徒名	_____	児童生徒 生年月日	_____
所属学校名	_____	学年学級	_____
保護者電話番号	_____	保護者氏名	_____ 印
保護者住所	_____		
<b>還付金振込先</b>			
金融機関名	_____	銀行 金庫 組合	支店名 _____ 本店 支店 出張所
金融機関番号	<input type="text"/>	支店番号	<input type="text"/>
		口座番号	<input type="text"/>
預金区分	普通預金 ・ 当座預金		
口座名義人 (カナ) (保護者)	_____		

※学校給食費納入通知書の納付者の口座名義人を記載して下さい。

奈良市指定金融機関の口座をお持ちでない方は、お問い合わせください。

返信先  
お問い合わせ先

担当課：  
連絡先：

第4号様式(第8条関係)

様

奈良市長

印

### 奈良市学校給食費督促状

学校給食費について、次のとおり未納となっております。指定期限までに必ず納付してください。  
なお、当初納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年利5%の遅延損害金を別途徴収します。

対象となる給食費

対象者 様

当初納付期限

未納金額

指定期限

納付方法 本書の切り取り線から下を切り離し、指定の金融機関等で納付してください。

【遅延損害金について】  
遅延損害金が100円未満のときはその全額を、100円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨てます。

担当課：  
連絡先：

#### 奈良市 学校給食費 領収通知書

加入者名	奈良市会計管理者	納付金額	
納期限		納付番号	納付区分

[ ]												
1		5	6			10	11	13				

給食費	円	遅延日数	日間	領収日付印
合計金額	円	遅延損害金	円	
納付者 住所氏名				上り金融機関 両都銀行
整理年月日	奈良市(市保管)			

ATMではお取扱いできません。

#### 奈良市 学校給食費 納付書

加入者名	奈良市会計管理者
納期限	

給食費	円
合計金額	円
遅延日数	日間
遅延損害金	円

納付者 住所氏名	
納付番号	

領収日付印

奈良市(金融機関等保管)

#### 奈良市 学校給食費 領収証書

加入者名	奈良市会計管理者
納付者 住所氏名	
納付番号	
納期限	
給食費	円
合計金額	円
遅延日数	日間
遅延損害金	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納付者保管)

この領収書は、大切に保存してください。

第 5 号様式 (第 8 条関係)

様

奈良市長



## 奈良市学校給食費催告書

学校給食費の未納について、督促後、相当期間が経過いたしましたがお支払いが確認できておりません。つきましては、  
までに未納金額をお支払くださいますようお願いいたします。

- 1 未納となっている学校給食費  
円

内訳

氏名	納期	請求金額	未納金額

- 2 指定期限

- 3 納付方法

お手持ちの納付書等により、指定の金融機関で納付してください。また、納付書等をなくされた、又は、お持ちでない場合は、下記連絡先へご連絡ください。

- 4 すでにお支払済みの場合につきましては、行き違いとなりますので、ご了承ください。

- 5 納付期限 (当初) から相当期間が経過し、納入していただいた場合、遅延損害金が発生する場合があります。

- 6 担当課：  
連絡先：

(平成26年 3月31日揭示済)

### 奈良市告示第201号

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠

点事業（以下「事業」という。）を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

（利用対象者）

第2条 事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する乳幼児（おおむね3歳未満の者をいう。以下同じ。）及びその保護者（以下「子育て親子」という。）
- (2) 市内に住所を有する子育てに関心がある者
- (3) その他市長が必要と認める者

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は市とし、その運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施することができるものとする。

（実施方法）

第4条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般型

ア 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て親子を対象として次に掲げる事業（以下「基本事業」という。）を全て実施するものとする。

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- (イ) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (ウ) 地域の子育て関連情報の提供
- (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

イ 実施場所

事業は、次のいずれにも該当する場所を実施するものとする。

- (ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所であること。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する場所であること。

ウ 実施方法

(ア) 実施時間及び実施日

- a 事業は、原則として週3日以上、かつ、1日5時間以上（カ及びキに規定する利用者支援又は地域支援を実施する場合にあっては、原則として週5日以上、かつ、1日5時間以上）実施するものとする。
- b 次に掲げる日は、事業を実施しない。
  - (a) 日曜日

(b) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(c) その前日及び翌日が休日である日（日曜日に当たる日を除く。）

(d) 12月29日から翌年1月3日まで（前(c)に掲げる日を除く。）

c 前a及びbの規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の実施時間及び実施日を変更することができるものとする。

(イ) 職員の配置

a 市又は社会福祉法人等は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（非常勤の者も可とする。）を2名以上（カに規定する利用者支援を実施する場合にあっては3名以上）配置するものとする。この場合において、専任の者のうち、少なくとも1名は常勤とすることが望ましい。

b 市又は社会福祉法人等は、カに規定する利用者支援を実施する場合にあっては、専任の者のうち1名は、育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通したものとし、利用者支援に関する取組に専念させるものとする。

(ウ) 設備

市又は社会福祉法人等は、実施場所においては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他子育て親子が利用しても差し支えないような設備を有するものとする。

エ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市又は社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)から(エ)までに掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めるものとする。

- (ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施
- (イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）又はこれに準じた事業の実施
- (ウ) 拠点事業を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）又は養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）の実施
- (エ) その他拠点施設を拠点とした市独自の子育て支

援事業（未就学児を持つ家庭への訪問活動等）の実施

オ 出張ひろば

市又は社会福祉法人等は、地域の実情や利用者のニーズを踏まえ、子育て親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)から(ウ)までに掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばの実施に努めるものとする。

- (ア) 開設日数は週1日又は2日とし、開設時間は1日5時間以上とすること。
- (イ) 一般型に従事する職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
- (ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズ、利便性等に十分配慮すること。

カ 利用者支援

市又は社会福祉法人等は、多様な子育て支援に関する給付、事業の中から子育て親子等が適切に選択できるよう、地域の身近な立場から支援する次のいずれかの取組の実施に努めるものとする。

- (ア) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）（以下「子ども・子育て関連3法」という。）の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育、保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約又は提供に関する取組
- (イ) 子ども・子育て関連3法の円滑な施行を目指し、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育、保育施設や地域の子育て支援事業の利用に当たっての相談に関する取組
- (ウ) 認定こども園、幼稚園、保育所などの教育、保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援、援助に関する取組

キ 地域支援

市又は社会福祉法人等は、地域全体で子どもの育ち及び親の育ちを支援するため、地域の実情に応じて地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための次に掲げるいずれかの取組の実施に努めるものとする。

- (ア) 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣及び行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する

取組

- (ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘及び育成を継続的に行う取組
- (エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(2) 連携型

ア 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設又は児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において基本事業を実施するものとする。

イ 実施場所

事業は、次のいずれにも該当する場所で実施するものとする。

- (ア) 児童館又は児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所であること。
- (イ) おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する場所であること。

ウ 実施方法

(ア) 実施時間及び実施日

- a 事業は、原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上実施するものとする。
- b 次に掲げる日は、事業を実施しない。
  - (a) 日曜日
  - (b) 休日
  - (c) その前日及び翌日が休日である日（日曜日に当たる日を除く。）
  - (d) 12月29日から翌年1月3日まで（前(c)に掲げる日を除く。）
- c 前a及びbの規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、事業の実施時間及び実施日を変更することができるものとする。

(イ) 職員の配置

- a 市又は社会福祉法人等は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のもの（非常勤の者も可とする。）を1名以上配置するものとするとともに連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えるものとする。
- b 市又は社会福祉法人等は、カに規定する利用者支援を実施する場合にあっては、専任の者のうち1名は、育児、保育に関する相談指導等についての相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通したものとし、利用者支援に関する取組に専念させるものとする。

(ウ) 設備

市又は社会福祉法人等は、実施場所においては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具  
その他子育て親子が利用しても差し支えないよう  
な設備を有するものとする。

エ 地域の子育て力を高める取組

市又は社会福祉法人等は、基本事業を実施するほ  
か、地域の子育て力を高めることを目的として、中  
学生、高校生、大学生等ボランティアの日常的な受  
入れ及び養成を行う取組の実施に努めるものとす  
る。

(守秘義務)

第5条 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修)

第6条 市又は社会福祉法人等は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図らなければならない。この場合において、特に利用者支援及び地域支援を実施する施設に従事する者については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の円滑な施行に向けて各種研修会、セミナー等へ積極的に参加させ、新制度に関する情報集約や関係者との意見交換等を通じて資質等を向上させなければならない。

(連携)

第7条 拠点施設は、他の拠点施設及び地域の子育て支援団体と互いに連携及び協力し、情報の交換又は共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めるものとする。

(費用)

第8条 市又は社会福祉法人等は、事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。  
(奈良市つどいの広場事業実施要綱及び奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の廃止)
  - 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
    - (1) 奈良市つどいの広場事業実施要綱(平成19年奈良市告示第90号)
    - (2) 奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成20年奈良市告示第300号)
- (平成26年3月31日揭示済)

奈良市告示第202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成26年2月13日 奈良市指令都整開 第13A-53号
  - 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年3月31日 第1405号
  - 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町612番1及び612番2
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市押熊町612番2  
中島輝夫
- (平成26年3月31日揭示済)

奈良市告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ほっとハート	奈良県奈良市六条町109-1	日本ホスピタルサポート 有限会社	平成25年12月21日
新	ほっとハート	奈良県奈良市七条町100番地の4	日本ホスピタルサポート 有限会社	

(平成26年3月31日揭示済)

奈良市告示第204号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

おり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
	名称	所在地		



開設者		名称	主たる事務所の所在地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年 1月 1日 平成26年 1月 1日
名称	主たる事務所の所在地				
愛奈リハビリデイサービス	奈良県奈良市芝辻町四丁目 2 - 9 コーポラス新大宮 1F				
有限会社きそ第一	奈良県奈良市北永井町384番地の 1				

(平成26年 3月31日揭示済)

**奈良市告示第205号**

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱 (平成22年奈良市告示第156号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

(平成26年 3月31日揭示済)

**奈良市告示第206号**

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱 (平成22年奈良市告示第157号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。

(平成26年 3月31日揭示済)

**奈良市告示207号**

平成23年奈良市告示第676号(奈良市サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程) の一部を次のように改正し、平成26年 4月 1日から施行する。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 2 条中「奈良市建設部住宅課」を「奈良市市民生活部住宅課」に改める。

(平成26年 3月31日揭示済)

**奈良市告示第208号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年 3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 708 号線	大安寺三丁目 98番4地先から	大安寺三丁目 103番1地先まで	L= 81.4 W= 6.0~8.0
2	南部第 709 号線	出屋敷町 64番5地先から	出屋敷町 64番13地先まで	L= 97.0 W= 6.0~8.0
3	南部第 710 号線	大安寺三丁目 77番7地先から	大安寺三丁目 74番12地先まで	L= 131.0 W= 6.0~8.0
4	南部第 711 号線	大安寺三丁目 120番1地先から	大安寺三丁目 120番16地先まで	L= 61.0 W= 6.0~8.0
5	北部第 753 号線	高畑町 171番2地先から	高畑町 170番5地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
6	北部第 754 号線	南肘塚町 208番13地先から	南肘塚町 208番8地先まで	L= 48.0 W= 6.0~8.0
7	北部第 755 号線	南肘塚町 49番26地先から	南肘塚町 49番15地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.2
8	北部第 756 号線	南紀寺町一丁目 239番13地先から	南紀寺町一丁目 243番4地先まで	L= 68.0 W= 6.0~8.0
9	北部第 757 号線	南紀寺町一丁目 186番1地先から	南紀寺町一丁目 186番8地先まで	L= 49.0 W= 6.0~8.0
10	北部第 758 号線	南京終町一丁目	南京終町一丁目	L= 56.0

		75番14地先から	75番10地先まで	W= 6.0~8.0
11	北部第759号線	法蓮町 1419番1地先から	法蓮町 1418番10地先まで	L= 312.0 W= 6.0~8.0
12	北部第760号線	法蓮町 1418番57地先から	法蓮町 1418番54地先まで	L= 243.0 W= 6.0
13	北部第761号線	法蓮町 1418番27地先から	法蓮町 1418番44地先まで	L= 137.0 W= 6.0
14	北部第762号線	法蓮町 1418番31地先から	法蓮町 1418番33地先まで	L= 27.0 W= 4.0
15	中部第1613号線	三条大路一丁目 657番17地先から	三条大路一丁目 645番78地先まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
16	中部第1614号線	五条三丁目 898番1地先から	五条三丁目 909番2地先まで	L= 118.0 W= 6.0
17	中部第1615号線	中山町 1319番15地先から	中山町 1319番8地先まで	L= 98.0 W= 6.0~10.0
18	中部第1616号線	朱雀四丁目 3番17地先から	朱雀四丁目 3番19地先まで	L= 14.0 W= 6.0~8.0
19	中部第1617号線	朱雀四丁目 3番69地先から	朱雀四丁目 3番16地先まで	L= 434.0 W= 6.0
20	中部第1618号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番61地先まで	L= 140.0 W= 6.0
21	中部第1619号線	朱雀四丁目 3番48地先から	朱雀四丁目 3番57地先まで	L= 70.0 W= 6.0
22	中部第1620号線	朱雀四丁目 3番33地先から	朱雀四丁目 3番46地先まで	L= 62.0 W= 6.0
23	中部第1621号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番41地先まで	L= 20.0 W= 6.0~8.0
24	中部第1622号線	あやめ池南七丁目 579番15地先から	あやめ池南七丁目 579番21地先まで	L= 52.0 W= 6.0~10.0
25	中部第1623号線	平松一丁目 746番14地先から	平松一丁目 748番1地先まで	L= 110.0 W= 6.0~8.0
26	西部第1343号線	富雄北三丁目 2815番20地先から	富雄北三丁目 2815番29地先まで	L= 57.0 W= 6.0~8.5
27	西部第1344号線	富雄北三丁目 2815番21地先から	富雄北三丁目 2815番24地先まで	L= 32.6 W= 6.0~8.2
28	西部第1345号線	三松四丁目 1005番1地先から	二名三丁目 1001番1地先まで	L= 102.0 W= 8.6~12.0
29	西部第1346号線	三松二丁目 299番2地先から	三松二丁目 299番1地先まで	L= 45.0 W= 6.0~8.0
30	西部第1347号線	百楽園四丁目 2907番16地先から	百楽園四丁目 4845番7地先まで	L= 73.0 W= 6.0~8.0
31	西部第1348号線	三碓六丁目 1192番2地先から	三碓六丁目 1190番4地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
32	西部第1349号線	西登美ヶ丘八丁目 1980番1196地先から	西登美ヶ丘八丁目 1980番1195地先まで	L= 199.0 W= 6.0
33	西部第1350号線	中登美ヶ丘二丁目 1984番209地先から	中登美ヶ丘二丁目 1984番213地先まで	L= 65.0 W= 6.0~11.5
34	西部第1351号線	富雄元町一丁目 561番231地先から	富雄元町一丁目 561番234地先まで	L= 22.0 W= 6.0~10.0
35	西部第1352号線	富雄元町一丁目 561番237地先から	富雄元町一丁目 561番243地先まで	L= 51.0 W= 6.0~9.0
36	西部第1353号線	学園大和町六丁目 665番46地先から	学園大和町六丁目 665番20地先まで	L= 270.0 W= 6.0
37	西部第1354号線	学園大和町六丁目 665番60地先から	学園大和町六丁目 665番63地先まで	L= 32.0 W= 6.0
38	西部第1355号線	六条西六丁目	六条西六丁目	L= 103.0

		237番38地先から	245番14地先まで	W= 6.0~8.0
39	西部第1356号線	あやめ池北二丁目 1227番9地先から	敷島町一丁目 1120番38地先まで	L= 150.0 W= 4.0~8.0
40	西部第1357号線	学園中五丁目 705番107地先から	学園中五丁目 705番121地先まで	L= 108.0 W= 6.0~8.0
41	西部第1358号線	学園中五丁目 705番114地先から	学園中五丁目 705番137地先まで	L= 42.0 W= 8.2

(平成26年 3月31日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室  
土木管理課において一般の縦覧に供します。

奈良市告示第209号

平成26年 3月31日

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に  
基づき、次のように道路の区域を決定します。

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 708 号線	大安寺三丁目 98番4地先から	大安寺三丁目 103番1地先まで	L= 81.4 W= 6.0~8.0
2	南部第 709 号線	出屋敷町 64番5地先から	出屋敷町 64番13地先まで	L= 97.0 W= 6.0~8.0
3	南部第 710 号線	大安寺三丁目 77番7地先から	大安寺三丁目 74番12地先まで	L= 131.0 W= 6.0~8.0
4	南部第 711 号線	大安寺三丁目 120番1地先から	大安寺三丁目 120番16地先まで	L= 61.0 W= 6.0~8.0
5	北部第 753 号線	高畑町 171番2地先から	高畑町 170番5地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
6	北部第 754 号線	南肘塚町 208番13地先から	南肘塚町 208番8地先まで	L= 48.0 W= 6.0~8.0
7	北部第 755 号線	南肘塚町 49番26地先から	南肘塚町 49番15地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.2
8	北部第 756 号線	南紀寺町一丁目 239番13地先から	南紀寺町一丁目 243番4地先まで	L= 68.0 W= 6.0~8.0
9	北部第 757 号線	南紀寺町一丁目 186番1地先から	南紀寺町一丁目 186番8地先まで	L= 49.0 W= 6.0~8.0
10	北部第 758 号線	南京終町一丁目 75番14地先から	南京終町一丁目 75番10地先まで	L= 56.0 W= 6.0~8.0
11	北部第 759 号線	法蓮町 1419番1地先から	法蓮町 1418番10地先まで	L= 312.0 W= 6.0~8.0
12	北部第 760 号線	法蓮町 1418番57地先から	法蓮町 1418番54地先まで	L= 243.0 W= 6.0
13	北部第 761 号線	法蓮町 1418番27地先から	法蓮町 1418番44地先まで	L= 137.0 W= 6.0
14	北部第762号線	法蓮町 1418番31地先から	法蓮町 1418番33地先まで	L= 27.0 W= 4.0
15	中部第1613号線	三条大路一丁目 657番17地先から	三条大路一丁目 645番78地先まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
16	中部第1614号線	五条三丁目 898番1地先から	五条三丁目 909番2地先まで	L= 118.0 W= 6.0
17	中部第1615号線	中山町 1319番15地先から	中山町 1319番8地先まで	L= 98.0 W= 6.0~10.0
18	中部第1616号線	朱雀四丁目 3番17地先から	朱雀四丁目 3番19地先まで	L= 14.0 W= 6.0~8.0
19	中部第1617号線	朱雀四丁目 3番69地先から	朱雀四丁目 3番16地先まで	L= 434.0 W= 6.0
20	中部第1618号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番61地先まで	L= 140.0 W= 6.0
21	中部第1619号線	朱雀四丁目	朱雀四丁目	L= 70.0

		3番48地先から	3番57地先まで	W= 6.0
22	中部第1620号線	朱雀四丁目 3番33地先から	朱雀四丁目 3番46地先まで	L= 62.0 W= 6.0
23	中部第1621号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番41地先まで	L= 20.0 W= 6.0~8.0
24	中部第1622号線	あやめ池南七丁目 579番15地先から	あやめ池南七丁目 579番21地先まで	L= 52.0 W= 6.0~10.0
25	中部第1623号線	平松一丁目 746番14地先から	平松一丁目 748番1地先まで	L= 110.0 W= 6.0~8.0
26	西部第1343号線	富雄北三丁目 2815番20地先から	富雄北三丁目 2815番29地先まで	L= 57.0 W= 6.0~8.5
27	西部第1344号線	富雄北三丁目 2815番21地先から	富雄北三丁目 2815番24地先まで	L= 32.6 W= 6.0~8.2
28	西部第1345号線	三松四丁目 1005番1地先から	二名三丁目 1001番1地先まで	L= 102.0 W= 8.6~12.0
29	西部第1346号線	三松二丁目 299番2地先から	三松二丁目 299番1地先まで	L= 45.0 W= 6.0~8.0
30	西部第1347号線	百楽園四丁目 2907番16地先から	百楽園四丁目 4845番7地先まで	L= 73.0 W= 6.0~8.0
31	西部第1348号線	三碓六丁目 1192番2地先から	三碓六丁目 1190番4地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
32	西部第1349号線	西登美ヶ丘八丁目 1980番1196地先から	西登美ヶ丘八丁目 1980番1195地先まで	L= 199.0 W= 6.0
33	西部第1350号線	中登美ヶ丘二丁目 1984番209地先から	中登美ヶ丘二丁目 1984番213地先まで	L= 65.0 W= 6.0~11.5
34	西部第1351号線	富雄元町一丁目 561番231地先から	富雄元町一丁目 561番234地先まで	L= 22.0 W= 6.0~10.0
35	西部第1352号線	富雄元町一丁目 561番237地先から	富雄元町一丁目 561番243地先まで	L= 51.0 W= 6.0~9.0
36	西部第1353号線	学園大和町六丁目 665番46地先から	学園大和町六丁目 665番20地先まで	L= 270.0 W= 6.0
37	西部第1354号線	学園大和町六丁目 665番60地先から	学園大和町六丁目 665番63地先まで	L= 32.0 W= 6.0
38	西部第1355号線	六条西六丁目 237番38地先から	六条西六丁目 245番14地先まで	L= 103.0 W= 6.0~8.0
39	西部第1356号線	あやめ池北二丁目 1227番9地先から	敷島町一丁目 1120番38地先まで	L= 150.0 W= 4.0~8.0
40	西部第1357号線	学園中五丁目 705番107地先から	学園中五丁目 705番121地先まで	L= 108.0 W= 6.0~8.0
41	西部第1358号線	学園中五丁目 705番114地先から	学園中五丁目 705番137地先まで	L= 42.0 W= 8.2

(平成26年3月31日掲示済) 始します。

**奈良市告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日から次のように道路の供用を開

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第708号線	大安寺三丁目 98番4地先から	大安寺三丁目 103番1地先まで	L= 81.4 W= 6.0~8.0
2	南部第709号線	出屋敷町 64番5地先から	出屋敷町 64番13地先まで	L= 97.0 W= 6.0~8.0
3	南部第710号線	大安寺三丁目 77番7地先から	大安寺三丁目 74番12地先まで	L= 131.0 W= 6.0~8.0
4	南部第711号線	大安寺三丁目	大安寺三丁目	L= 61.0

		120番1地先から	120番16地先まで	W= 6.0~8.0
5	北部第 753 号線	高畑町 171番2地先から	高畑町 170番5地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
6	北部第 754 号線	南肘塚町 208番13地先から	南肘塚町 208番8地先まで	L= 48.0 W= 6.0~8.0
7	北部第 755 号線	南肘塚町 49番26地先から	南肘塚町 49番15地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.2
8	北部第 756 号線	南紀寺町一丁目 239番13地先から	南紀寺町一丁目 243番4地先まで	L= 68.0 W= 6.0~8.0
9	北部第 757 号線	南紀寺町一丁目 186番1地先から	南紀寺町一丁目 186番8地先まで	L= 49.0 W= 6.0~8.0
10	北部第 758 号線	南京終町一丁目 75番14地先から	南京終町一丁目 75番10地先まで	L= 56.0 W= 6.0~8.0
11	北部第 759 号線	法蓮町 1419番1地先から	法蓮町 1418番10地先まで	L= 312.0 W= 6.0~8.0
12	北部第 760 号線	法蓮町 1418番57地先から	法蓮町 1418番54地先まで	L= 243.0 W= 6.0
13	北部第 761 号線	法蓮町 1418番27地先から	法蓮町 1418番44地先まで	L= 137.0 W= 6.0
14	北部第 762 号線	法蓮町 1418番31地先から	法蓮町 1418番33地先まで	L= 27.0 W= 4.0
15	中部第1613号線	三条大路一丁目 657番17地先から	三条大路一丁目 645番78地先まで	L= 190.0 W= 6.0~8.0
16	中部第1614号線	五条三丁目 898番1地先から	五条三丁目 909番2地先まで	L= 118.0 W= 6.0
17	中部第1615号線	中山町 1319番15地先から	中山町 1319番8地先まで	L= 98.0 W= 6.0~10.0
18	中部第1616号線	朱雀四丁目 3番17地先から	朱雀四丁目 3番19地先まで	L= 14.0 W= 6.0~8.0
19	中部第1617号線	朱雀四丁目 3番69地先から	朱雀四丁目 3番16地先まで	L= 434.0 W= 6.0
20	中部第1618号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番61地先まで	L= 140.0 W= 6.0
21	中部第1619号線	朱雀四丁目 3番48地先から	朱雀四丁目 3番57地先まで	L= 70.0 W= 6.0
22	中部第1620号線	朱雀四丁目 3番33地先から	朱雀四丁目 3番46地先まで	L= 62.0 W= 6.0
23	中部第1621号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番41地先まで	L= 20.0 W= 6.0~8.0
24	中部第1622号線	あやめ池南七丁目 579番15地先から	あやめ池南七丁目 579番21地先まで	L= 52.0 W= 6.0~10.0
25	中部第1623号線	平松一丁目 746番14地先から	平松一丁目 748番1地先まで	L= 110.0 W= 6.0~8.0
26	西部第1343号線	富雄北三丁目 2815番20地先から	富雄北三丁目 2815番29地先まで	L= 57.0 W= 6.0~8.5
27	西部第1344号線	富雄北三丁目 2815番21地先から	富雄北三丁目 2815番24地先まで	L= 32.6 W= 6.0~8.2
28	西部第1345号線	三松四丁目 1005番1地先から	二名三丁目 1001番1地先まで	L= 102.0 W= 8.6~12.0
29	西部第1346号線	三松二丁目 299番2地先から	三松二丁目 299番1地先まで	L= 45.0 W= 6.0~8.0
30	西部第1347号線	百楽園四丁目 2907番16地先から	百楽園四丁目 4845番7地先まで	L= 73.0 W= 6.0~8.0
31	西部第1348号線	三碓六丁目 1192番2地先から	三碓六丁目 1190番4地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
32	西部第1349号線	西登美ヶ丘八丁目	西登美ヶ丘八丁目	L= 199.0

		1980番1196地先から	1980番1195地先まで	W= 6.0
33	西部第1350号線	中登美ヶ丘二丁目 1984番209地先から	中登美ヶ丘二丁目 1984番213地先まで	L= 65.0 W= 6.0~11.5
34	西部第1351号線	富雄元町一丁目 561番231地先から	富雄元町一丁目 561番234地先まで	L= 22.0 W= 6.0~10.0
35	西部第1352号線	富雄元町一丁目 561番237地先から	富雄元町一丁目 561番243地先まで	L= 51.0 W= 6.0~9.0
36	西部第1353号線	学園大和町六丁目 665番46地先から	学園大和町六丁目 665番20地先まで	L= 270.0 W= 6.0
37	西部第1354号線	学園大和町六丁目 665番60地先から	学園大和町六丁目 665番63地先まで	L= 32.0 W= 6.0
38	西部第1355号線	六条西六丁目 237番38地先から	六条西六丁目 245番14地先まで	L= 103.0 W= 6.0~8.0
39	西部第1356号線	あやめ池北二丁目 1227番9地先から	敷島町一丁目 1120番38地先まで	L= 150.0 W= 4.0~8.0
40	西部第1357号線	学園中五丁目 705番107地先から	学園中五丁目 705番121地先まで	L= 108.0 W= 6.0~8.0
41	西部第1358号線	学園中五丁目 705番114地先から	学園中五丁目 705番137地先まで	L= 42.0 W= 8.2

(平成26年3月31日掲示済)

**奈良市告示第211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成26年4月1日から歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第762号線	法蓮町 1419番31地先から	法蓮町 1418番33地先まで	L= 27.0 W= 4.0

(平成26年3月31日掲示済)

**奈良市告示第212号**

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第7条第2項の規定により保存樹

を更新したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年3月31日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	樹木の内容	
15-007	樹木群の名称	スギ
	所在地	奈良市西ノ京町 孫太郎稲荷神社境内
15-008	樹木群の名称	ケヤキ
	所在地	奈良市西大寺芝町一丁目 西大寺境内

(平成26年3月31日掲示済)